

令和5年第7回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年6月26日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前 9時51分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時14分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	欠席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			事務局次長	中島 浩喜
			主査	高橋 浩
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第17号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第4	報告第6号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事(担当)		内 容		
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第7回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号6番 沼倉 裕之 委員</p> <p>議席番号8番 長谷川 正博 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長	<p>議案第17号</p> <p>農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」により、議事に参与することができないため、委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(委員退席)</p>		

議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>本案件の審議に関係しますので、議案説明の前に、本年4月に改正された農地法について簡単に説明します。今回の農地法改正前までは、下限面積が定められており、下限面積を上回る面積を所有又は貸借しないと農地の取得はできませんでした。農業者の減少や高齢化が進む中において、経営規模が小さくても意欲のある方を地域の内外から取りこもうとする趣旨で農地法が改正され、この4月から下限面積が撤廃されました。本件は、下限面積撤廃後初めての申請となるものです。</p> <p>それでは、議案書をもとに、説明します。申請地は、大橋市民センターの西約50mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>申請地の3筆は、土地所有者、譲受人、譲受人の家族で共同耕作を行っています。土地所有者の2名は、自動車板金塗装会社の法人役員と市外に居住する理容師で、今後、農業に従事することは困難な状況となっています。</p> <p>こうしたなか、譲受人の父が、令和5年5月末に法人役員を退任し、農業に専念することができるようになったことから、申請地の所有権を移転することを計画しました。</p> <p>申請者の父が主たる農業者として耕作を始めますが、父の年齢を考え、譲受人も技術や知識を重ね、いずれは主たる農業者になる意志があるとのこと。なお、譲受人の父を主として農業に従事し、申請地で栗の栽培を続けて行くことについては、土地所有者に賛成を得ています。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から徒歩1分の場所にあり、また、譲受人の父の自宅に隣接していることから、きめ細かな手入れをすることができるとのことです。</p> <p>また、譲受人の父は、茨城県の栗収穫量トップクラスの農家に師事し、栗の栽培から販売までの技術や知識を学んできました。今後も指導を受け技術や、知識の習得を続けるとのこと。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請地は相続により取得したとのこと。</p>
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「許可」とすることに決定しました。</p> <p>議事が終了したので、委員の入室を許可します。</p> <p>(委員入室)</p>

日程第3	議長	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 1番について、事務局より、説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二小学校の南西約180mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。 譲受人は、川越市で妻と子供2人の4人で賃貸住宅にて生活をしています。 子供2人が幼稚園に通うようになり、家財道具も増えて賃貸住宅が手狭になってきたことから、自己用住宅の建築を計画しました。 譲受人の妻の実家は、大字鶴ヶ丘地内にあり、申請地から徒歩5分と行き来が容易であり、子育てのサポートを受けやすい環境にあるとのこと。 また、今後、両親の介護が必要となった場合にも、妻の実家から近いなど安心できるとのことです。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質疑・意見なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。  (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
	議長	次に2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二小学校の南西約480mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。譲受人は、毛呂山町で妻と2人の子ども4人で、賃貸住宅にて生活しています。 昨年12月に第2子が生まれてから家財道具も増え、現在の賃貸住宅では手狭になり、自己用住宅の建築を計画しました。	

		<p>市街化区域や非農地も検討しましたが、計画する建物の配置及び駐車スペースを確保できる土地は見つからず、本申請地に巡り合いました。</p> <p>本申請地は、閑静な住宅街にあり、保育園、小学校が近く、子育てをする環境としては、最適な立地と考えているとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	本件については、申請地と一体利用する土地があります。この一体利用する土地についての説明をお願いします。
	事務局	一体利用する土地は、申請地が接道するために必要となる土地で、地目は雑種地となっています。
	議長	ほかに質問、意見等がありますか。 特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第4	議長	報告第6号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第6回総会における審議案件 2 件</li> <li>・農地法第5条の規定による許可 なし の取消申出について</li> <li>・農地法第4条の転用届出専決処分 なし</li> <li>・農地法第5条の転用届出専決処分 なし</li> <li>・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 なし</li> <li>・農地改良等に係る届出 なし</li> <li>・諸証明の発行 4 通</li> </ul>
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。

	議長	(質疑・意見なし)  特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。
	議長	(挙手全員)  挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長  事務局	その他について、説明事項等がありますか。  特にありません。
議事録の署名	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和5年第7回農業委員会総会を閉会します。